

## 紛争処理パネル裁定 株式会社 NTT ドコモ 対 Kneniti Umemoto, aikomusouken 事件番号 D2024-2258

### 1. 紛争当事者

申立人は、株式会社 NTT ドコモであり、その住所地は日本国である。申立人の代理人は、網野国際商標特許事務所であり、その住所地は日本国である。

被申立人は、Kneniti Umemoto, aikomusouken であり、その住所地は日本国である。

### 2. ドメイン名および登録機関

紛争の対象であるドメイン名（以下「本件ドメイン名」：<docomo-cashgetmall.com> 本件ドメイン名の登録機関：GMO Internet, Inc. d/b/a Discount-Domain.com and Onamae.com

### 3. 手続の経過

本件申立書は、2024年5月31日にWIPO仲裁調停センター（以下「センター」）へ提出された。センターは2024年6月3日にメールにより本件ドメイン名の登録確認を登録機関 GMO Internet, Inc. d/b/a Discount-Domain.com and Onamae.com に要請した。2024年6月5日に GMO Internet, Inc. d/b/a Discount-Domain.com and Onamae.com はメールによりセンターへ登録確認の返答をし、申立書に記載された被申立人および連絡先細目と異なる情報を当該ドメイン名の登録者として公開した。センターは申立人へ2024年6月10日に登録機関により公開されたドメイン名登録者および連絡先細目を通知した。それに伴い、申立人は申立書を訂正することができるかと案内された。申立人は申立書の補正書を2024年6月14日にセンターへ提出した。

センターは申立書および補正書が統一ドメイン名紛争処理方針（以下「処理方針」）、統一ドメイン名紛争処理方針手続規則（以下「手続規則」）およびWIPO統一ドメイン名紛争処理方針補則（以下「補則」）における方式要件を充足していることを確認した。

手続規則第2条および第4条に従い、センターは本件申立を被申立人に通知し、2024年6月14日に紛争処理手続が開始された。手続規則第5条に従い、答弁書の提出期限は2024年7月4日であった。センターは2024年7月5日に被申立人の懈怠に関する通知を両当事者に送付した。

センターは、Masato Dogauchi を本件についての単独のパネリストとして2024年7月9日に指名した。紛争処理パネルは、同パネルが正当に構成されたことを確認した。手続規則第7条の要請に従い、紛争処理パネルはセンターへ承諾書および公平と独立に関する宣言を提出した。

#### 4. 背景となる事実

申立人は、1991年にエヌ・ティ・ティ・移動通信企画株式会社として設立された日本法人である。申立人は、1992年より通信事業のブランドとして「NTT DoCoMo」の使用を開始し、2000年には株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモへ商号を変更し、さらに、2013年には現在の株式会社NTTドコモに商号を変更した。なお、2008年にはコーポレートブランドロゴを「NTT DoCoMo」から「NTT docomo」に変更している。

申立人は、日本における最大の移動体通信事業者である。ちなみに、2022年度における携帯電話サービス契約数は約8749万件であり、これは日本におけるシェア43.1%である。

申立人は日本電信電話株式会社（以下「NTT」）の完全子会社であり、NTTは、少なくとも以下の通り、「DOCOMO」または「docomo」の日本商標を有している。そして、申立人は、NTTからこれらの商標について専用使用権を与えられている。

- 日本商標：DOCOMO、5213789号、2009年3月13日登録
- 日本商標：docomo、5213790号、2009年3月13日登録
- 日本商標：DOCOMO、5216232号、2009年3月19日登録

また、申立人は、少なくとも以下の通り、「キャッシュゲットモール」の日本商標を有している。

- 日本商標：キャッシュゲットモール、5771567号、2015年6月12日登録

そして、申立人は、2015年4月13日から2021年6月29日までの間、スマートフォン専用のオンラインモールとして「ドコモ口座 キャッシュゲットモール」の名称で、当該オンラインモールの利用により現金が利用者のドコモ口座に入金されるサービスを提供し、少なくとも2015年8月11日から2021年12月1日までの間本件ドメイン名と同一の文言からなるドメイン名を使用して当該サービスの公式サイトを運営していた。

本件ドメイン名は2014年12月19日に登録機関に登録された。そして、本件ドメイン名にアクセスすると「<https://www.aimcom.co.jp/cm/>」にリダイレクトされ、「キャンペーン de トク得 クレカナビ」という第三者のクレジットカード情報を掲載したアフィリエイトサイトに繋がる。

#### 5. 当事者の主張

##### A. 申立人

申立人は、処理方針が本件ドメイン名の移転のために要求する3つの要件のすべてを満たしていると主張している。

##### B. 被申立人

被申立人は、申立人の主張に対して何ら答弁していない。

#### 6. 審理および事実認定

手続規則第15条(a)項によれば、「パネルによる申し立ての裁定は、ポリシー、手続規則、および適用可能と判断した法の規則や原則に従い提出された、陳述と文書に基づくものとします。」とされている。本件では、被申立人は答弁書を提出していないので、適法に提出されている申立書に基づいて認定される事実を前提に判断する。

処理方針第4段(a)項によれば、申立人は以下の3つの要件のすべてを立証しなければならない。

- (i) あなたのドメイン名が、申立人が権利を有する商標または役務商標（サービスマーク）と、同一また

は混同を引き起こすほどに類似しており；かつ

(ii) あなたが、そのドメイン名についての権利または正当な利益を有しておらず；かつ

(iii) あなたのドメイン名が悪意で、登録かつ使用されていること。

#### A. 同一または混同を引き起こすほどに類似していること

混同を引き起こすほどの類似性のテストは、申立人の商標と本件ドメイン名とを合理的かつ直接的な比較によって判断されるべきである。WIPO Overview of WIPO Panel Views on Selected UDRP Questions, Third Edition, ("[WIPO Overview 3.0](#)"), section 1.7 参照。

4 記載の通り、申立人は、申立人の 100%の株式を有する NTT が有する DOCOMO または docomo の日本商標の専用実施権者であり、また、申立人自身、「キャッシュゲットモール」の日本商標を有している。

本件ドメイン名は、申立人が専用実施権を有する DOCOMO (docomo) の日本商標と同一の文言を完全に含んでいる。また、本件ドメイン名は、申立人自身が有する「キャッシュゲットモール」の日本商標をアルファベットで表した「cashgetmall」と同一の文言を完全に含んでいる。ハイフン「-」は本件ドメイン名の中に含まれる申立人の商標を認識することを何ら妨げるものではない。[WIPO Overview 3.0](#), section 1.8 参照。また、「.com」という gTLD (一般トップレベルドメイン)は、上記(i)の要件の判断においては無視してよいものである。[WIPO Overview 3.0](#), section 1.11.1 参照。

したがって、本紛争処理パネルは、本件ドメイン名は申立人が有する商標と混同を引き起こすほど類似しており、処理方針第 4 段(a)項(i)の要件は具備されていると判断する。

#### B. 権利または正当な利益を有していないこと

申立人は、NTT も申立人も被申立人に DOCOMO の商標やキャッシュゲットモールの商標の使用許諾をしていない旨主張している。処理方針によれば、すべての要件の証明責任は申立人にあるが、被申立人は上記の申立人の主張に対して反論する答弁書を提出しておらず、かつ、申立人の主張に不自然なところはないことから、被申立人が権利または正当な利益を有していないことを申立人は反証不能ほどに立証したと認める。[WIPO Overview 3.0](#), section 2.1 参照。

さらに、被申立人が申立人の商標を使用してユーザーをリダイレクトすること（例：競合サイトへのリダイレクト）は、権利または正当な利益の主張を支持するものではない。[WIPO Overview 3.0](#), section 2.5.3 参照。本件ドメイン名により表示される画面からリダイレクトされて繋がる「キャンペーン de トク得 クレカナビ」というサイトは、第三者のクレジットカード情報を掲載したアフィリエイトサイトであり、被申立人が本件ドメイン名について正当な利益を有しているとは認められない。[WIPO Overview 3.0](#), section 2.4 参照。

したがって、本紛争処理パネルは、被申立人は本件ドメイン名についての権利または正当な利益を有しているとは言えず、処理方針第 4 段(a)項(ii)の要件は具備されていると判断する。

#### C. 悪意で、登録かつ使用されていること

申立人は、申立人の 100%の株式を有する NTT が有する DOCOMO または docomo の日本商標の専用実施権者であり、かつ、申立人自身、「キャッシュゲットモール」の日本商標を有しており、また、2021 年までの約 6 年間、「ドコモ口座 キャッシュゲットモール」というサービスを提供していたことから、本件ドメイン名が登録された 2023 年 8 月 28 日の時点で、被申立人がこれらの商標を知らなかったはずはないと主張している。これに対して、被申立人は答弁書を提出していない。以上により、本紛争処理パネルは、申立人の主張に不自然なところはないと認め、被申立人は、本件ドメイン名の登録時に申立人の商標を知らなかったか、または知るべきであったとは言えないという蓋然性はほぼないといってよいと判断する。[WIPO Overview 3.0](#), section 3.2.2 参照。

他方、被申立人は本件ドメイン名を用いて、第三者のクレジットカード情報を掲載したアフィリエイトサイトに誘導しているだけであり、本紛争処理パネルは、被申立人は本ドメイン名を悪意の目的で使用していると判断する。[WIPO Overview 3.0, section 3.4](#) 参照。

したがって、本紛争処理パネルは、本件ドメイン名は悪意で、登録かつ使用されており、処理方針第 4 段 (a)項(iii)の要件は具備されていると判断する。

## 7. 裁定

以上の理由により、処理方針第 4 条(i)項および手続規則第 15 条に従い、本紛争処理パネルは本件ドメイン名<docomo-cashgetmall.com>を申立人へ移転することを命じる。

*/Masato Dogauchi/*

**Masato Dogauchi**

単独パネリスト

日付：2024年7月15日